	ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満 ハ　単体総自己資本比率　〇パーセント以上二パーセント未満
第三区分	単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 ハ　単体総自己資本比率　〇パーセント未満
	業務の全部又は一部の停止の命令

二　第四項に規定する単体資本バッファー比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
資本バッファー非対象区分	
単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率以上である場合	
資本バッファー第一区分	
単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の三の比率以上最低単体資本バッファー比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額は、零とするｐを上限として外部流出額を制限する内容をいうｐを含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいうｐの提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第二区分	
単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の二分の一の比率以上最低単体資本バッファー比率の四分の三の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額は、零とするｐを上限として外部流出額を制限する内容をいうｐを含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいうｐの提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第三区分	
単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の一の比率以上最低単体資本バッファー比率の二分の一の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額は、零とするｐを上限として外部流出額を制限する内容をいうｐを含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいうｐの提出の求め及びその実行の命令

第一条第二項中「次条」の下に「及び第三条」を、「、次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　第八項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
資本バッファー第四区分	
単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の一の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいうｐの提出の求め及びその実行の命令
非対象区分	
連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上 ハ　連結総自己資本比率　八パーセント以上	
第一区分	
連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　三パーセント以上六パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとするｐの提出の求め及びその実行の命令
第二区分	
連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　総資産の圧縮又は増加の抑制